

6月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第3号	6月補正予算について	各課
議案第4号	直方市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について	教育総務課
議案第5号	直方市教育委員会告示に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱を廃止する告示について	教育総務課

協議事項

案件名	課名
令和5年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について	各課
直方市学校規模適正化基本指針（案）について	学校教育課

報告事項

案件名	報告理由	課名
直方市保育環境改善対策事業(新型コロナウイルス感染症対策支援)補助金交付要綱を廃止する告示について	廃止	こども育成課
保育士及び幼稚園教諭に対する処遇改善事業実施要綱を廃止する告示について	廃止	〃
令和2年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示について	廃止	〃
令和3年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(支援給付金)実施要綱を廃止する告示について	廃止	〃
令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(給付金))支給事務実施要綱について	廃止	〃
直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	議会上程	〃
直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	一部改正	〃
直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	議会上程	〃
直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	議会上程	〃
直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	議会上程	学校教育課
令和6年度直方市教育委員会学校訪問実施要項について	説明	〃

その他

- ・7月行事について(学校教育課 当日配布)
- ・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和6年5月15日～令和6年6月11日

5月

15	水	
16	木	
17	金	
18	土	市内4中学校体育会
19	日	直方市中学生海外派遣事業 参加者二次選考（直方市中央公民館）
20	月	北九州地区市町教育委員会連絡協議会役員会 （北九州教育事務所） 5月定例教育長会（ ） 第2回北九州教育事務所管内教科用図書調査研究協議会 （ ） 直方税務署管内租税教育推進協議会）第18回定期総会（WEB開催）
21	火	令和6年度北九州地区市町教育委員会連絡協議会総会並びに 教育長・教育委員研修会（WEB開催）
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	小学校運動会（南・新・福・中・東小）
26	日	
27	月	教育活動評価教育長面談
28	火	〃
29	水	〃
30	木	行革本部会議（直方市役所） 学力向上検証委員会（直方市役所）
31	金	
1	土	小学校運動会（上頓野小）
2	日	文連のつどい2024（ユメニティのおがた）
3	月	6月定例校長会議
4	火	徹底反復学習研修・陰山メソッド 陰山英男先生との協議
5	水	
6	木	教育事務所訪問（直方北小）
7	金	6月議会告示
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	市人権教育研究協議会研究課題学習会（ユメニティのおがた） 定例教育委員会

6月

教育委員会行事予定

令和6年6月12日～令和6年7月9日

6月	12	水		
	13	木	教育事務所訪問（直方南小）	
	14	金	市小中一貫教育本部会（直方市役所）	提案説明
	15	土		
	16	日		
	17	月		一般質問
	18	火		一般質問
	19	水		一般質問
	20	木	小学校教科等研究会（直方市中央公民館）	一般質問
	21	金	北九州地区小学校長会研修会（岡垣町）	
	22	土		
	23	日		
	24	月	第3回教科用図書調査研究協議会（北九州教育事務所）	質疑
	25	火		委員会
	26	水		委員会
	27	木	文化青少年協会評議委員会（ユメニティのおがた）	委員会
	28	金	小・中学校 校務運営協議会・カンナの会合同研修会（直方市中央公民館）	採決
	29	土		
	30	日		
7月	1	月	教育事務所訪問（福地小） 地域おこし協力隊任命式（直方市役所）	
	2	火	市教委訪問（直方東小） 定例校長会議	
	3	水	市教委訪問（直方西小）	
	4	木	徹底反復学習研修会	
	5	金	市教委訪問（上頓野小）	
	6	土		
	7	日		
	8	月	市教委訪問（直方三中）	
	9	火	定例教育委員会 直方市私立幼稚園PTA連合会研修会（ユメニティのおがた）	

議案第 3 号

令和 6 年度 6 月補正予算について

令和 6 年度 6 月補正予算について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 6 月 1 1 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 4 号の規定により提案するものである。

議案第 47 号

令和 6 年度 直方市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度 直方市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 754,245 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,540,245 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 14 日 提出

直方市長 大 塚 進 弘

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		3,072,519	93,205	3,165,724
	1 総務管理費	2,812,116	93,205	2,905,321
3 民生費		16,000,415	607,857	16,608,272
	1 社会福祉費	8,290,861	425,321	8,716,182
	2 児童福祉費	4,153,200	19,000	4,172,200
	7 健康づくり費	428,943	163,536	592,479
6 農林水産業費		384,536	103	384,639
	2 林業費	8,000	103	8,103
7 商工費		923,239	27,587	950,826
	1 商工費	923,239	27,587	950,826
10 教育費		3,012,314	25,493	3,037,807
	1 教育総務費	1,229,700	8,431	1,238,131
	2 小学校費	862,074	7,080	869,154
	3 中学校費	462,566	1,694	464,260
	4 社会教育費	359,837	8,288	368,125
歳 出 合 計		32,786,000	754,245	33,540,245

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
弁護士委託料	令和6年度 ～ 委任契約で定める事件が 終了するまで	当該委任契約に基づく 委託料相当額

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉施設整備事業	706,800	普通貸借又は証券発行 (財務省、総務省、銀行、その他から借入)	3. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。なお、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	610,900	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
小学校施設整備事業	3,100				6,100			
幼稚園施設整備事業	23,800				25,700			

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	217,521	716,030	933,551	1 総務費補助金	716,030	デジタル基盤改革支援補助金 83,926 $107,576 \times 10 / 10 = 23,650$ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 632,104 低所得者支援及び定額減税補足給付分 $632,104 \times 10 / 10$
2 民生費国庫補助金	1,220,654	△ 86,187	1,134,467	2 社会福祉費補助金	△ 107,840	保健福祉センター建設事業費補助金 △ 107,840 $1,329,336 \times 1 / 2 = 772,508$
				3 児童福祉費補助金	16,500	就学前教育・保育施設整備交付金 16,500 保育所分 $232,500 \times 2 / 3 = 143,300$ 11,700 幼稚園分 $128,600 \times 1 / 2 = 59,500$ 4,800
				5 子ども・子育て支援事業費補助金	5,153	児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金 5,153 $5,153 \times 10 / 10$
計	2,184,774	629,843	2,814,617			

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育費県補助金	110,093	1,192	111,285	1 教育総務費補助金	1,192	早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業補助金 1,192 1,789×2/3
10 商工費県補助金	689	5,000	5,689	1 商工費補助金	5,000	福岡県産業団地整備促進補助金 5,000 10,000×1/2
計	644,100	6,192	650,292			

歳 入（款）22. 市債
（項） 1. 市債

（単位 ： 千円）

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生債	710,300	△ 95,900	614,400	3 社会福祉施設整備事業債	△ 95,900	社会福祉施設整備事業債 △ 95,900 認定こども園施設整備事業 1,200 (174,376－155,000) × 80% － 14,300 保健福祉センター施設整備事業 △ 97,100 (1,323,251－661,626) × 90% － 692,500
7 教育債	30,200	4,900	35,100	1 小学校債	3,000	小学校施設整備事業債 3,000 感田小学校構内整備事業 4,033 × 75%
				5 幼稚園債	1,900	幼稚園施設整備事業債 1,900 幼稚園施設整備事業 (96,450－64,300) × 80% － 23,800
計	2,989,800	△ 91,000	2,898,800			

歳 出（款） 3. 民生費
（項） 2. 児童福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総務費	362, 331	1, 474	363, 805	国庫支出金			684	1 報酬	480	子ども・子育て会議委員報酬 5人
				790				7 報償費	204	報償金
								11 役務費	790	通信運搬費
2 児童措置 費	1, 513, 618	4, 363	1, 517, 981	国庫支出金				1 報酬	1, 206	会計年度任用職員報酬 1人
				4, 363				3 職員手当 等	186	期末勤勉手当
								4 共済費	285	共済組合負担金 122 各種保険料 163
								8 旅費	52	費用弁償
								10 需用費	361	消耗品費
								12 委託料	2, 273	電算システム改修委託料
6 保育事業 費	2, 241, 003	13, 163	2, 254, 166	国庫支出金	1, 200		263	18 負担金補 助及び交 付金	13, 163	保育所整備補助金
計	4, 153, 200	19, 000	4, 172, 200	16, 853	1, 200		947			

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 事務局費	232,326	1,231	233,557				1,231	12 委託料	1,231	弁護士委託料
4 幼児教育 振興費	970,471	7,200	977,671	国庫支出金 4,800	1,900		500	18 負担金補 助及び交 付金	7,200	認定こども園施設整備補助金

歳 出（款）10. 教育費
（項） 2. 小学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	148,026	5,133	153,159		3,000		2,133	10 需用費	4,033	修繕料
								17 備品購入費	1,100	校用器具費
3 教育指導費	165,885	1,947	167,832	県支出金 1,192			755	1 報酬	1,383	会計年度任用職員報酬 1 人
								3 職員手当等	189	期末勤勉手当
								4 共済費	315	共済組合負担金 136 各種保険料 179
								8 旅費	60	費用弁償
計	862,074	7,080	869,154	1,192	3,000		2,888			

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	55,687	1,694	57,381				1,694	17 備品購入費	1,694	校用器具費
計	462,566	1,694	464,260				1,694			

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 公民館費	15,497	300	15,797				300	18 負担金補助及び交付金	300	公民館類似施設設置助成金
12 文化施設費	212,698	7,851	220,549			繰入金 7,851		10 需用費	7,851	修繕料
19 文化財費	49,270	137	49,407			繰入金 137		18 負担金補助及び交付金	137	文化財保護事業補助金
計	359,837	8,288	368,125			7,988	300			

議案第 4 号

直方市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則
を廃止する規則について

直方市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則
を廃止する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 6 月 1 1 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則

直方市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年直方市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○直方市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則

令和3年3月17日
教育委員会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、直方市教育委員会規則に規定する申請書、申込書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの(以下「申請書等」という。)の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち別に定めるものについては、当該申請書等について規定する直方市規則の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 5 号

直方市教育委員会告示に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱を廃止する告示について

直方市教育委員会告示に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱を廃止する告示について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 6 月 1 1 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市教育委員会告示に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱を廃止する告示

直方市教育委員会告示に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱（令和3年直方市教育委員会告示第6号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○直方市教育委員会告示に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱

令和3年3月17日
教育委員会告示第6号

(目的)

第1条 この要綱は、直方市教育委員会告示に規定する申請書、申込書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの(以下「申請書等」という。)の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち別に定めるものについては、当該申請書等について規定する直方市教育委員会告示の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

令和 5 年度

直方市教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況についての点検
及び評価報告書

直方市教育委員会

目次

1. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要	p 1
2. 直方市教育委員会の活動状況	p 2
3. 施策別点検及び評価シート	
主要施策 1 確かな学力の育成(学力の向上)	p 5
主要施策 2 豊かな心の育成	p 7
主要施策 3 健やかな体の育成	p 9
主要施策 4 特別支援教育の充実	p 11
主要施策 5 信頼される学校づくりの推進	p 13
主要施策 6 教育環境の整備・充実	p 15
主要施策 7 幼児教育の充実	p 16
主要施策 8 保育環境の整備	p 17
主要施策 9 家庭教育・家庭支援の充実	p 18
主要施策 10 社会教育活動の促進	p 19
主要施策 11 文化施設の振興	p 20
主要施策 12 スポーツの振興	p 21
主要施策 13 青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実	p 22
主要施策 14 文化財の保護と学習機会の充実	p 23
4. 学識経験者からの意見	p 24

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要

1 目的

効果的な教育行政を推進するとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育を行うことを目的として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することが義務付けられている。

また、点検及び評価を行う際には、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。

2 点検・評価の対象及び方法

直方市教育施策要綱に掲げる主な施策の目標達成に向けた取り組み状況と課題、成果の点検や今後の方向性を示したうえで、達成評価を行う。

達成評価は	目標を完全に達成できた	A
	目標達成に向けて順調に推移している	
	または、概ね目標を達成できた	B
	目標達成には取組の強化が必要	C
	目標を大きく下回り、抜本的な見直しが必要	D

の4段階で評価する。

学識経験者が、施策評価や施策の改善点について、意見を述べる。

3 点検・評価結果の公表等

- ① 点検、評価の結果についての報告書を議会へ提出
- ② ホームページ上で公表する。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

直方市教育委員会の活動状況

1. 教育長及び教育委員の状況

区 分	氏 名	現在の任期	期 数
教育長	山本 栄司	R3.12.13～R6.12.12	2期
委 員 教育長職務代理者	篠田 尊徳	R2.12.15～R6.12.14	1期
委 員	中野 昭子	R4.12.16～R8.12.15	2期
委 員	阿部 英子	R3.12.16～R7.12.15	2期
委 員	内藤 誠治	R5.12.15～R9.12.14	2期

2. 教育委員会の開催状況

月 日	議案等	内 容
4月11日 定例会	議案	なし
	報告事項	直方市任期付教育職員の任用等に関する要綱の一部を改正する庁達について
		直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		直方市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市多子世帯の幼稚園保育料補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市病児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市病児保育事業(共同分)実施要綱の一部を改正する告示について
		直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付要綱の制定について
		令和5年度直方市立小中学校管理職等人事について
5月9日 定例会	議案	議案第1号 直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について
		議案第2号 補正予算について（専決）
		議案第3号 直方市社会教育委員の委嘱について
		議案第4号 直方市教育支援委員会委員の委嘱について
	報告事項	東蓮寺藩誕生400年記念事業補助金交付要綱の制定について
		直方市アンビシャス活動助成金交付要綱の一部を改正する告示について
6月13日 定例会	議案	議案第5号 6月補正予算について
		議案第6号 公民館運営審議会委員の委嘱について
		議案第7号 社会教育委員の委嘱について
		議案第8号 図書館協議会委員の委嘱について
	協議事項	令和4年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について
	報告事項	令和5年度直方市教育委員会学校訪問実施要項について 直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付要綱

		令和5年度直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱
		令和5年度直方市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱
		直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
		直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
		直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
		給食費の支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について
7月11日 定例会	議案	議案第9号 直方市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
	報告事項	6月議会一般質問について
8月9日 定例会	議案	議案第10号 令和4年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について
		議案第11号 令和6年度小学校教科用図書の採択について
		議案第12号 直方市文化財等に関する有識者委員会委員の委嘱について
		議案第13号 直方市文化財等に関する有識者委員会への諮問について
	協議事項	直方市附属機関設置条例の一部改正について
9月12日 定例会	議案	議案第14号 9月補正予算について
		議案第15号 令和4年度歳出決算（教育委員会所管分）について
	報告事項	直方市保育所等子どもの安心・安全対策支援費補助金交付要綱
		直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱
10月10日 定例会	議案	議案第16号 コミュニティのおがた条例施行規則の一部を改正する規則について
	協議事項	直方市学校規模適正化について
	報告事項	9月定例市議会一般質問について
		直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱
		直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示
		直方市保育環境改善対策事業（新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援）補助金交付要綱
		直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示
11月14日 定例会	議案	議案第17号 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会規則の制定について
		議案第18号 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会への諮問について
		議案第19号 公民館運営審議会委員の委嘱について
	報告事項	直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
		直方市地域子ども・子育て支援事業（特例措置分）における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
		直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱
12月12日 定例会	議案	議案第20号 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会委員の任命について
	報告事項	直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示
		12月定例市議会一般質問について
1月9日 定例会	議案	議案第21号 直方市学校規模適正化基本指針検討委員会委員の任命について
	協議事項	卒業式の告示について
		卒業式出席委員の予定表
	報告事項	第1回直方市学校規模適正化基本指針検討委員会について
2月13日	報告事項	直方市スポーツ推進計画の進捗について
		議案第22号 令和5年度3月補正予算について

定例会		議案第 23 号 直方市教育委員会令和 6 年度予算について
		議案第 24 号 直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について
	協議事項	卒業式の告示について（中学校）
	報告事項	直方市スポーツ推進計画（後期改定案）について
3月19日 定例会	議案	議案第 25 号 令和 6 年度教育施策要綱
		議案第 26 号 直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示について
		議案第 27 号 直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
		議案第 28 号 直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例 施行規則について
		議案第 29 号 直方市スポーツ推進計画後期改定について
	報告事項	直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付要綱の制定について
		直方市学校規模適正化基本指針検討委員会について
		植木小学校の給食について

3. 学校訪問の状況

月 日	学校名
10 月 3 日	感田小学校
10 月 11 日	直方南小学校
10 月 13 日	中泉小学校
10 月 18 日	新入小学校
11 月 2 日	直方第二中学校

主要施策 1

1 主要施策名	確かな学力の育成(学力の向上)
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもを育成するための授業改善を推進する。 ②基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるための取り組みを推進する。 ③グローバル化に対応した英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定する。 ④ICT 機器を活用した学習・指導方法の改善を図る。
4 取組・事業の内容	①授業改善 ○「のおがた授業モデル」を活用した取組の充実 ○「直方市ふくおか学力アップ推進事業」の充実 ○習熟度別少人数指導や補充学習の充実 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ○徹底反復学習の取組の充実 (小学校において徹底反復学習を推進し学習の土台である集中力を高める) ○学習支援員の配置による補充学習の充実 学習ボランティア、放課後学習、図書館支援員の活用 ③グローバル化に対応した教育の推進 ○外国語指導助手(ALT)の配置と活用促進 ○「小学生英語ひろば」の実施 ○「直方市英語発表会」の実施 ○中学校全学年での英検 IBA の実施 ○小学校 6 年生でのオンライン英会話の実施 ④ICT 機器を活用した学習・指導方法の改善 ○タブレット、電子黒板等 ICT 機器の効果的な活用 ○教科指導における、デジタル教科書等アプリケーションの活用の促進 ○学習支援ソフト(ロイロノート、e ライブラリー等)の活用の推進 ○プログラミング教育の推進 ○ICT 支援員の活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①授業改善	直方市標準学力調査(小学校) 国語・算数で全国平均値の 95% 直方版授業チェックリストの 13 項目すべての評価値(児童 生徒・教師)が4段階評価の3 を上回る ※ 調査対象 小学校5年生全担任 中学校2年生全担任	国語該当なし 算数3学年 小 3.18 中 3.31 小担任 2.7 中担任 2.8	国語1学年 算数3学年 小 3.17 中 3.34 小担任 2.8 中担任 2.8	国・算 全学年 小 3.5 中 3.5 小担任 3.0 中担任 3.0	B
②基礎学力の 定着、補充学 習等の推進	全国学力学習状況調査(小中 学校)すべての教科で全国平 均値の95%	小国語 91% 算数 93% 中国語 95% 算数 89%	小国語 97% 算数 99% 中国語 95% 数学 94%	小国語 95% 算数 95% 中国語 95% 算数 95%	A
③グローバル 化に対応し た教育の推 進	英検 IBA の結果(中学校) 3年生 英検3級 5割以上	英検3級 30%	英検3級 36%	英検3級 40%	B
④ICT 機器を 活用した学 習・指導方法 の改善	プロジェクトチームによる ICT 機器を活用した未来型授 業公開 ICT 機器、学習支援ソフトの 活用 電子黒板の活用 タブレットの活用 ロイロノートの活用 e ライブラリーの活用	年2回 常時/時々活用の割合が40% 常時活用の割合40% 常時活用の割合20%	年2回 常時/時々活用の割合が50% 常時活用の割合80% 常時活用の割合80% 常時活用の割合30%	年3回 常時/時々活用の割合が60% 常時活用の割合60% 常時活用の割合50%	B

主要施策 2

1 主要施策名	豊かな心の育成
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①子どもたちが自ら考え、議論する道徳科授業への改善・充実を図る。 ②自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図る。 ③人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進する。 ④いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努める。 ⑤子どもの発達段階に応じた勤労観、職業観を育み、自立した生き方を考え、進路実現のためのキャリア教育を推進する。
4 取組・事業の内容	①道徳科の授業改善・充実 ○道徳教育推進教員の養成と道徳教育の充実 ○道徳科学習指導の充実 ②体験活動等の推進 ○自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進 (自然教室、石炭記念館・汽車倶楽部見学、高取焼体験学習等) ③人権教育の推進 ○直方市中学校ブロック人権教育推進事業の推進 ○人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら 2」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用推進 ○児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習の推進 ④いじめや不登校への対応 ○「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底 ○不登校兆候等、配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導・助言 ○行政機関や教育機関との連携 ○直方市学校適応指導教室（フレンズ）の運営 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用促進 ⑤キャリア教育の推進 ○小中学校における職業学習（夢授業等）実施のため、地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化 ○キャリアパスポートの活用の支援

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①道徳科の授業改善の推進	小中合同による授業研修会を実施	各中学校区で実施	各中学校区で実施	各中学校区で実施	A
②体験活動等の推進	各学年の実態に応じた体験活動心の劇場、高取焼体験、自然教室、石炭記念館・汽車倶楽部見学、大相撲観戦、子ども音楽祭、英語発表会、職場体験	コロナ禍においてできる学校のみ実施	すべて実施	すべて実施	A
③人権教育の推進	各学校人権教育研修会の実施	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	A
④いじめや不登校への対応	不登校児童生徒の割合	小学校 1.2% 中学校 7.4%	小学校 2.3% 中学校 9.0%	小学校 1.0% 中学校 7.0%	B
⑤キャリア教育の推進	職場体験の実施(夢授業)	1 回	中止	1 回	B

主要施策 3

1 主要施策名	健やかな体の育成
2 担当課	学校教育課、教育総務課
3 取組・事業の目標	①運動に慣れ親しみ、習慣化させることで体力や運動能力を向上させる教育活動を推進する。 ②生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように食育や薬物乱用防止教育等の健康教育を推進する。 ③学校給食を充実させることにより食に関心を持ってもらい、望ましい食習慣と食に関する実践力を身につける。
4 取組・事業の内容	①体力や運動能力を向上させる取組 ○新体力テストの実施(小・中学校、高等学校連携授業による取組の充実) ○スポコン広場等の積極的活用 ②健康教育・安全教育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携して行う食育の推進 ○規範意識育成のための指導の充実(薬物乱用防止、ネットモラル育成等) ○安全教育・防災教育の実施(交通安全、救急救命、火災対応地震対応、事故対応等) ③学校給食の充実による食育の推進 ○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の生活習慣の確立に向けた取組の充実(小中学校) ○調理員研修会による調理技術向上の推進(小学校) ○農業振興課と連携した地元農産物活用の推進(小中学校) ○献立内容の放送の充実(小中学校) ○献立委員会によるメニュー改善(中学校)

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①運動やスポーツをする習慣を定着させる取組	新体力テスト（小 5、中 2） 各種目全国平均値以上	コロナ禍において、各学校でできる範囲で実施（全国平均との比較不可能）	11 小学校、 4 中学校 小男 3/8 小女 1/8 中男 6/8 中女 2/8	全種目で全国平均値以上 （全 8 種目）	B
	スポコン広場チャレンジランキングゾーンへの登録	11 校	11 校	11 校	
	部活動外部指導者数	12 名	11 名	14 名	
②健康教育・安全教育の推進	「食に関する指導」を位置付け	15 校実施	15 校実施	15 校実施	A
	火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施	全小中学校 2 回以上実施	全小中学校 2 回以上実施	全小中学校 2 回以上実施	
	交通安全教室の実施	中止	11 小学校	11 小学校	
③学校給食の充実による食育の推進	情報モラル教育の実施	15 校実施	15 校実施	15 校実施	B
	毎日朝ごはんを食べる割合 ○小学校	80.4%	87.9%	90.0%	
	○中学校	76.6%	87.6%	80.0%	
	中学校給食残食率（主食+おかず）	16.0%	12.4%	15.0%	

主要施策 4

1 主要施策名	特別支援教育の充実
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導支援の充実を図る。 ②幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援を充実させる。 ③特別な支援を必要とする児童生徒が、安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進する。 ④特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と支援体制の整備を図る。
4 取組・事業の内容	①継続性のある指導支援の充実 ○発達障がい児等教育支援事業の実施 (市配置臨床心理士による巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布) ○家庭及び福祉機関との連携の強化 ②就学前における支援の充実 ○就学に向けた相談活動・支援の充実 ○保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ○特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供 ○特別支援教育支援員の配置 ○通級指導教室の充実 ④専門性の向上と支援体制の整備 ○特別支援教育研修会（対象：担任、コーディネーター、特別支援教育支援員）の実施 ○特別支援教育担当者研修会の開催 ○特別支援学校との連携 ○スクールカウンセラーの活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①継続性のある指導支援の充実	臨床心理士による発達相談の実施	124 件	330 件	100 件	A
②就学前における支援の充実	臨床心理士による就学相談の実施	176 件	111 件	100 件	A
③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備	児童生徒の実態に応じた支援員の配置	34 名の配置	34 名の配置	35 名の配置	B
④専門性の向上と支援体制の整備	就学事務担当者、特別支援学級担当者、特別支援教育支援員研修会の実施	2 回	6 回	3 回	A

主要施策 5

1 主要施策名	信頼される学校づくりの推進
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努める。 ②学校運営の評価をもとに教育活動の充実を図る。 ③コミュニティ・スクール等を活用し、地域住民等と連携した教育活動の推進を図る。 ④児童生徒の安全教育の充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進する。 ⑤デジタル技術を活用することにより学校事務の効率化を図るとともに、出欠連絡等の保護者の負担軽減を図る。
4 取組・事業の内容	①教職員研修の充実 ○小中一貫教育推進のための研修会の充実 ○教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援 ○管理職研修会、若年教職員研修会等の充実 ○「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援 ○教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援 ②学校運営・評価システムの充実 ○学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進 ○学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ○「ふれあい交流事業」や地域住民等を活用した学習指導の支援 ○地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充 ○開かれた学校づくりを目指す「特色ある教育活動」の推進 ④安全対策の推進 ○関係機関（警察、消防署、市関係部署）や地域団体等との連携強化 ○「学校危機管理マニュアル」の具体化と職員への浸透・徹底 ○通学路の安全点検及び整備促進 ○感染症対策の浸透・徹底 ⑤学校事務の効率化と DX の推進 - 学校と家庭の DX の推進 ○出欠等のやり取り、学級通信等のメール配信 ○学力や健康診断等のデータの管理における統合システムの導入

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①教職員研修 の改善・充実	教育論文の応募数 20 点以上 (各学校 1 点以上)	15 点	17 点	20 点	B
②学校運営・評 価システム の充実	自己評価・関係者評価の実施と 公表	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	A
③地域住民等 と連携した 教育活動の 推進	コミュニティ・スクールの指定	5 校	6 校	6 校	A
④安全対策の 推進	地域・保護者と連携した通学路 安全点検の実施	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	A
⑤DX の推進と 学校事務の 効率化	欠席連絡、学校通信等メール配 信活用率	0%	70%	90%	B

主要施策 6

1 主要施策名	教育環境の整備・充実
2 担当課	教育総務課、学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校規模適正化方針の検討と整合を図りながら、老朽化した学校施設の改善整備を行う。 ②ICT 環境の整備を推進する。 ③諮問委員会を設置し、学校規模適正化の検討を行う。
4 取組・事業の内容	①学校施設の整備・充実 トイレ快適化事業 ○感田小学校体育館トイレの水洗化、洋式化工事 ○上頓野小学校トイレ洋式化実施設計 ○直方東小学校トイレ洋式化実施設計 ○下境小学校トイレ洋式化実施設計 ②ICT 環境の整備推進 ○特別教室のネットワーク環境整備 ○電子黒板の各クラス 1 台配備の推進 ③学校規模適正化の推進 ○中学校区説明会の実施 ○附属機関の設置、検討、諮問、方針決定

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①学校施設の整備充実	小中学校のトイレの洋式化率	49. 2%	53. 98%	56. 0%	B
②ICT 環境の整備推進	電子黒板のクラス配備率	50. 0%	100%	60. 0%	A
③学校規模適正化の検討	学校規模適正化の諮問会議の実施	—	学校規模適正化基本指針検討委員会 4 回実施し、答申をもらった。	基本方針決定	B

主要施策 7

1 主要施策名	幼児教育の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①発達に支援が必要な子供に乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を行うために、専門家が保育現場へ巡回相談を行う。ひいては児童の自立と社会への支援を推進する。 ②保育の質の向上のため園との連携を強化し、専門家による現地指導や研修会等を行う。
4 取組・事業の内容	①巡回相談の実施 現場の保育士を支援するため、保育所等で保健師及び臨床心理士が保育現場を訪問、対応策の指導を実施 ②各園訪問や研修会の実施 ○保育所、幼稚園、認定こども園の訪問を実施 ○保育士を対象とした研修会の実施

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①巡回相談の実施	巡回相談実施回数	17 回	32 回	30 回	A
②各園訪問や研修会の実施	保育所、幼稚園、認定こども園の訪問回数	0 回	16 回	10 回	A
	研修会の実施回数	0 回	2 回	2 回	

主要施策 8

1 主要施策名	保育環境の整備
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①老朽化した保育施設の改修を行うことにより、乳幼児の保育環境や働く保育士の職場環境の改善を行う。 ②保育士が安心して保育業務に集中できるために、ICT の導入により保育士が受け持つ事務負担の軽減を図る。 ③幼稚園入園手続きの電子申請を導入することにより、園や保護者の負担軽減を図る。 ④待機児童解消や保育士の職場環境の改善を図るため、保育士の確保事業を行う。 ⑤老朽化した学童クラブの改修により、学童の保育環境改善を行う。
4 取組・事業の内容	①保育関連施設の整備 ②保育所等への ICT 導入の推進 ③幼稚園入園手続きの電子申請導入の検討 ④保育士確保事業 ○合同就職説明会の実施 ○奨学金返済支援制度の充実 ⑤学童クラブ施設の整備

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
① 保育関連施設の整備	R4 整備事業の完了 R5 整備事業の着工	— —	1 園 (繰越により R5 完了 2 園) 0 園 (不調、延期 各 1 園)	3 園 2 園	B
② 保育所等への ICT 導入の推進	保育士支援のためのシステムを導入した園の数	5 園	6 園	6 園	A
③ 幼稚園入園手続きの電子申請導入	導入検討会議を行い、方針を決定する。	—	0 園	導入可否の決定	—
④ 保育士確保事業	合同就職説明会の実施回数 奨学金返済支援補助金の利用者数	1 回 6 人	1 回 10 人	2 回 7 人	B
⑤ 学童クラブ施設の整備	施設修繕校数	1 校	2 校	1 校	A

主要施策 9

1 主要施策名	家庭教育・家庭支援の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①未就園児及びその家庭を把握することにより未就園児に就園を促すほか、就学にかかわる相談体制をつくる。 ②子育て支援センターでの多世代交流の促進を図る。 ③出産を控えた妊婦や就園前の子育て世代へ向けて、市内の保育施設の紹介や子育てイベントなどの情報を発信する。 ④多世代交流として、地域の高校生と子育て世代の交流を図る。
4 取組・事業の内容	①3歳児を対象とした絵本配布事業 ○未就園児及びその家庭の把握、就園への促し ②子育て支援センターの事業拡充 ○センターでの多世代交流の促進 ○幼少期における社会性発達基盤のための親を対象とした研修の実施 ○地域子育て支援センターを利用する保護者からの個別相談に対応 ○家庭の支援体制充実(要保護児童対策地域協議会との連携強化) ○幼稚園・保育所等の情報提供 ○希望する園からの広報活動の受け入れ ③子育てガイドの発行 ○出産や子育て、奨学金制度、就労支援等多岐にわたる情報を発信 ④多世代交流の実施 ○筑豊高校との共同事業で高校生と子育て世代の交流会(子育てサロン)を開催する。 毎年5月から翌1月までで7回行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①絵本配布事業	絵本の配布部数	401 部	443 部	450 部	A
②子育て支援センター事業	センターの利用者数 延べ相談件数	1,900 人 210 件	4,202 人 235 件	3,000 人 240 件	A
③子育て情報の発信	「子育てガイド」発行部数	1,000 部	1,000 部	1,000 部	A
④多世代交流の実施	子育てサロンの参加人数	163 人	182 人	200 人	B

主要施策 10

1 主要施策名	社会教育活動の促進
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①心の豊かさや生きがいをづくりのため、中央公民館主催講座をライフスタイルや価値観の多様化に対応した内容に充実させ、生涯学習を支援するとともに、学びを通じた仲間づくり・世代間交流の促進を図る。 ②地域の高齢者による学習支援ボランティアが、自分の経験や知識、特技を披露する場として、子どもたちとの交流の場を設けることにより、高齢者の生きがいをづくりや学習意欲を喚起するとともに子どもたちの体験学習を支援する。 ③社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた活動支援を図るとともに、団体等との連携に努める。
4 取組・事業の内容	①中央公民館主催講座の充実 市内居住者および通勤者を対象とした、初心者向けの「趣味の講座」、おおむね 60 歳以上を対象とした「はつらつ塾」を通年の主催講座として開講する。また、新たな市民ニーズの掘り起こしのため、短期講座を開講し、次年度以降の通年講座の拡充を図る。 ②地域の高齢者による学習支援 地域の学習支援ボランティアが学校を訪問し、講座で学んだ内容及び今までの経験や知識、特技を活かし、子どもたちの総合学習等の場で教える「ふれあい交流事業」を実施する。 ③社会教育団体の活動支援 芸術、歴史、芸能及び文化、スポーツ振興、青少年育成に関する団体や連合体が行う事業に対して支援を行う「社会教育活動費補助金」や校区の子供たちの活動に対して支援を行う「直方市アンビシャス活動助成金」の制度を活用し、社会教育団体の活動の一部を補助する形で自発的学習活動の活性化に取り組む。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①中央公民館主催事業の充実	主催講座数 短期講座数	18 講座 1 講座	16 講座 0 講座	20 講座 10 講座	C
②地域の高齢者による学習支援	ふれあい交流実施回数	86 回	111 回	100 回	A
③社会教育団体の活動支援	支援実施団体数	13 団体	13 団体	17 団体	B

主要施策 11

1 主要施策名	文化施設の振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①文化施設の運営を行っている指定管理者と連携し、各施設の特色を活かした管理運営を行う。 ②各文化施設間の連携を強化し魅力的な運営を行う。 ③市民文化祭の活性化を図り、市民の文化活動の充実を目指す。
4 取組・事業の内容	①指定管理者と連携した特色を活かした文化施設の活用と運営 直方谷尾美術館と連携し、直方の未来を担う子どもたちに芸術に触れる機会を創出し、個性を伸ばし想像力を育むために「第3回のおがた子どもアート大賞展」の開催に向けての取り組みを継続して行う。また、関係課や学校などと連携し、各施設の特色を活かした事業を実施する。 ○季節の生け花・食事の提供(直方歳時館) ○三太郎 cafe(直方歳時館) ○社会科見学(直方市石炭記念館) ○子育て広場(直方市立図書館) ②文化施設間の連携強化 R6年には、直方歳時館が開館25周年、R7年にはユメニティのおがたが開館25周年を迎える。それらのアニヴァーサリー事業に向けて、それぞれの施設の企画展に関連した事業やイベントを行うなど施設間の連携強化を行う。 ③市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 R4年度に、コロナ禍で中止になっていた市民文化祭を、ステージの部、展示の部を再開した。しかしながら、参加団体も少なかったため、R5年度は、開催方法を工夫しながら、発表の場を設け、市民の文化活動の支援を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①文化施設の活用	文化施設の年間利用者数	133,175 人	171,911 人	130,000 人	A
②文化施設間の連携強化	文化施設間連携イベントの回数	5 回	5 回	5 回	A
③市民文化祭の活性化	市民文化祭の参加人数	964 人	1,284 人	1,500 人	B

主要施策 12

1 主要施策名	スポーツの振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①スポーツ関係団体等と連携して、市民がスポーツに親しめる機会を創出する。 ②市民の誰もがスポーツに参加できる環境をつくるため、学校や地域と連携を図った事業を行う。
4 取組・事業の内容	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 スポーツ推進委員や地域総合型スポーツクラブ、庁内関係課と連携し、市民がスポーツに親しめる事業を実施する。 主催事業等 ○ポスチャサイズ教室 全7回 ○仙人体操&ダンスフィットネス教室 全10回 ○こども相撲教室 全3回 ○親子着衣水泳教室 ○こども陸上教室 全7回 ○体力テスト会 ○弓道教室 全8回 ○スポーツ推進団体関連事業 ○トップアスリート事業（日本生命協定事業） ○直方市子ども紙ヒコーキ大会 ○こども陸上教室記録会 ○おとなテニス教室 全7回 その他事業等 ○直鞍一周駅伝競走大会（体育協会等連携事業） ○わくわくのおがたスポーツクラブとの共催事業 ②学校や地域と連携を図った事業の実施 直方市スポーツ推進委員協議会と学校や地域が連携し、カヌー教室やニュースポーツ体験などの事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①スポーツに親しむ機会の創出	スポーツ教室等種目数 スポーツ教室参加者数	6 種目 146 人	15 種目 417 人	12 種目 500 人	B
②学校や地域と連携を図った事業の実施	連携事業の回数	2 回	6 回	5 回	A

主要施策 13

1 主要施策名	青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①自然とのふれあい体験や様々な生活体験活動を通して、健やかで、豊かな人間性を育み、広い視野や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成を図る。また、地域の歴史や伝統文化に触れる活動を通して、郷土への誇りや愛着を持つ機会の充実に図る。 ②音楽の専門家が指導することにより、子どもたちが普段の授業等では得られない様々な体験や創作活動を通して、子どもの才能の芽を育む。
4 取組・事業の内容	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ○折り紙で〇〇を作ろう ○夢の土鈴づくり～第2章 ○カヌー川下り ○職場体験（消防）＋民間企業とのコラボ ○紙ヒコーキ大会 ○サイエンスショー身近な化学を体験しよう！ ○歴史系イベント ○親子陶芸教室 ○子ども将棋大会 ②子どもの才能の芽を育む事業の実施 ○様々なレーベルで活躍する音楽プロデューサー堤秀樹氏を講師に迎え、iPadを使用した作曲活動を行い、ミュージックスタジオにてiPadで作成したオリジナルソングを録音する。 ○直方市出身のプロの声楽家である野上結美氏を各小中学校へ派遣して、合唱指導を行うことで、声を出し歌うことの楽しさを伝える。 ○幼稚園音楽アウトリーチ事業では、市内8園ある幼稚園の内5つの幼稚園でコンサートを行い、幼児に生演奏を披露し、優れた音楽を直に体験してもらう事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①体験活動・交流事業	青少年育成市民会議事業の参加人数	102 人	199 人	280 人	C
②子どもの才能の芽を育む事業	参加人数	265 人	866 人	300 人	A

主要施策 14

1 主要施策名	文化財の保護と学習機会の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①歴史的価値の高い施設・資料の保存のため、必要に応じた修復を行った上で、国指定史跡筑豊炭田遺跡群を構成する模擬坑道や石炭記念館本館をより魅力ある施設として整備する。 ②郷土の歴史に直接触れる機会を提供し、誇りや愛着を持つ機運を醸成する。 ③故郷の歴史、文化財に誰もが接することができる機会を提供する。
4 取組・事業の内容	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 石炭記念館本館及び模擬練習坑道の展示に関する基本設計を作成する。 ②郷土資料室の充実 郷土の歴史に興味を持ち、来館者に満足してもらえるよう、魅力的な企画展を開催する。 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実 ○遠賀川流域の古墳同時公開 ○文化財関係出前講座 ○青少年事業での文化財関係イベントの実施

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R5. 4. 1)	実績値 (R6. 3. 31)	目標値 (R5. 4. 1)	達成評価
①筑豊炭田遺跡群の整備保存	基本設計の作成	—	—	作成	—
②郷土資料室の充実	企画展の実施	1 回	2 回	2 回	A
③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	古墳同時公開・出前講座等実施回数	5 回	9 回	6 回	A
	古墳同時公開・出前講座等来場者数	350 人	2,220 人	400 人	

直方市保育環境改善対策事業（新型コロナウイルス感染症対策支援）補助金
交付要綱を廃止する告示

直方市保育環境改善対策事業（新型コロナウイルス感染症対策支援）補助金交付要綱（令和3年直方市告示第147号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○直方市保育環境改善対策事業（新型コロナウイルス感染症対策支援）補助
金交付要綱

令和3年6月28日

告示第147号

改正 令和4年2月28日告示第39号

（目的）

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市保育環境改善対策事業（新型コロナウイルス感染症対策支援）補助金に関し必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、感染症防止の徹底を図り、もって乳幼児の安全・安心を確保することを目的とする。

（補助対象施設）

第2条 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設等」という。）は、市内に所在地がある認可保育所、幼保連携型認定こども園とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設等が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象施設等1施設につき上限50万円と、補助対象事業に要した額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に係る人件費、需用費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。ただし、需用費のうち食糧費は除く。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。

（令4告示39・一部改正）

附 則（令和4年2月28日告示第39号）

この告示は、公布の日から施行する。

保育士及び幼稚園教諭に対する処遇改善事業実施要綱を廃止する告示

保育士及び幼稚園教諭に対する処遇改善事業実施要綱（令和4年直方市告示第18号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○保育士及び幼稚園教諭に対する処遇改善事業実施要綱

令和4年2月1日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、最前線において働く幼稚園、保育所、認定こども園における保育士、幼稚園教諭及び保育教諭等に対して「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日付府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官）別紙実施要綱に基づき実施する処遇改善臨時特例事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業は、令和4年2月から9月までの間、特定教育・保育施設が当該施設に勤務する職員に対して実施する3%程度の賃金改善及び特定教育・保育施設が当該施設に勤務する職員に対して実施する令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応する賃金補填（以下「賃金補填」という。）に対して行う事業とする。

(賃金改善及び賃金補填の対象者)

第3条 本事業の対象は、直方市に事業所を有する特定教育・保育施設に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。以下同じ。）とする。

(対象経費)

第4条 本事業の対象経費は、賃金及び当該賃金改善及び賃金補填に伴う法定福利費等事業主負担分とする。

(事業の利用要件)

第5条 本事業の利用要件は次の各号のとおりとする。

- (1) 当該施設に勤務する職員に対して雇用形態、職種、勤続年数、職責が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて賃金を引き上げる賃金改善を令和4年2月から実施すること。
- (2) 本事業による賃金改善及び賃金補填に係る計画書を作成し、計画の具体的な内容を職員に周知すること。

- (3) 本事業による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は令和4年2月分、3月分については、この限りでない。
- (4) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと。
- (5) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (6) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

（賃金改善及び賃金補填の費用の算定方法）

第6条 本事業を利用する特定教育・保育施設は、賃金改善及び賃金補填をそれぞれ別に定める年齢区分別の補助基準額を基に、補助基準額（月額）に令和3年度平均利用児童数（見込み）及び事業実施月数を乗じて費用を算定するものとする。

（請求方法）

第7条 本事業を利用する特定教育・保育施設は、市長に事業計画書を添付して請求するものとする。

（報告）

第8条 特定教育・保育施設は本事業の終了後、事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

（返還）

第9条 特定教育・保育施設は、市長が特定教育・保育施設が実施した賃金改善及び賃金補填の内容が要件を満たさないと確認したときは、特段の理由がある場合を除き、全部又は一部について返還しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

令和2年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示

令和2年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年直方市告示第116号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○令和2年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

令和2年5月27日

告示第116号

(目的)

第1条 この要綱は、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」（令和2年5月1日付府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別給付措置として実施する、令和2年度の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金 前条の目的を達するために、直方市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる子育て世帯への臨時特別給付金が生じ、支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(子育て世帯への臨時特別給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金の金額は、対象児童1人につき15,000円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市は、一般支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子育て世帯への臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和2年5月末日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定

し、一般支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。

ただし、監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 令和2年3月31日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公務員支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から4か月以上6か月以内の市長が別に定める日とする。

(公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 公務員支給対象者は、子育て世帯への臨時特別給付金申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 公務員支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知

された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

(子育て世帯への臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第6条の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者が子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、令和2年3月31日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和2年12月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記 (第2条関係)

第1 支給対象者

1 子育て世帯への臨時特別給付金 (以下「子育て特別給付金」という。) は、令和2年4月分の法による児童手当 (以下「児童手当」という。) の受給者に対して支給する※。

※ 法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。

2 1に規定するほか、子育て特別給付金は、令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童 (法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。) 又は中学校修了前の施設入所等児童 (同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。) が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。

3 1及び2の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1又は2に規定する者 (以下「受給者等」という。) に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 令和2年3月31日 (令和2年3月分の児童手当の支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童については令和2年2月29日。以下	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当
---	--

「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この3の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)	の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等(法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。)の設置者
③ 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別に行っている当該者の配偶者(現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

第2 対象児童

第1に規定する者(以下「支給対象者」という。)に支給される子育て特別給付金の対象児童(子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。)は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。)とする。

令和3年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（支援給付金）実施要綱を廃止する告示

令和3年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（支援給付金）実施要綱（令和4年直方市告示第28号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○令和3年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（支援給付金）
実施要綱

令和4年2月18日

告示第28号

（目的）

第1条 この要綱は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支給事業支給要領の改正について」（令和4年2月7日付府政経運第23号内閣府政策統括官通知）に基づき、令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））支給事務実施要綱（令和3年直方市告示第243号）に規定する令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））（以下「子育て特別給付金」という。）の支給基準日より後に離婚等をし、新たに対象児童等を養育しているにもかかわらず子育て特別給付金を受け取れない者に対して支援をする目的で実施する令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（支援給付金）（以下「子育て支援給付金」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））支給事務実施要綱で使用する用語の例による。

（子育て支援給付金の申請及び申請期限）

第3条 子育て支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に本人確認書類等の写しを添付して申請を行う。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年3月15日とする。

（支給額等）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する子育て支援給付金の金額は、別記第1に掲げる子育て支援給付金が支給される者（以下「支給対象者」という。）が養育する別記第2に掲げる対象児童1人につき10万円とする。ただし、子育て特別給付金の受給者から当該給付から金銭等を受け取っていた場合及び子育て支援給付金の対象児童のために当該受給者が当該給付から金銭等を費消していた場合においては、その額を控除する。

（支給の方式）

第5条 申請者による申請及びこれに基づく市による支給は次の各号に掲げる方

式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に出し、又は市の窓口に出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
(代理による申請)

第6条 代理により第3条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(子育て支援給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、子育て支援給付金の支給に係る事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、子育て支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 子育て支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記 (第4条関係)

第1 支給対象者

1 次のア又はイに掲げる者、かつ子育て特別給付金の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者に、子育て支援給付金を支

給する。ただし、子育て特別給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第2の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合を除く。

ア 令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日からの申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者

イ 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額未満の者に限る。）

2 1の規定にかかわらず、子育て支援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て支援給付金が決定されている場合には、この限りでない。

① 令和3年9月30日の基準日（以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により子育て支援給付金を支給される者が、当該者に対して子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者をその他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日後から子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別に行っている当該者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該	左欄に掲げる当該者の配偶者

対象児童に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て世帯へ支援給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合	
---	--

第2 対象児童

支給対象者に支給される子育て支援給付金の対象児童（子育て支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次のア、イに掲げる者その他これらに準ずる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

イ 令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において支給対象者に養育される高校生等

(様式)

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）申請書

市区町村
受付印

支給市区町村（※申請時点の住民票所在市区町村）

市区町村長殿

記入日 令和 年 月 日

【誓約・同意事項】

- (1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
(2)他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けていません。
(3)子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
(4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(5)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
(6)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
(7)給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）を返還します。

1. 申請者

(フリガナ)		性別	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）
氏 名				
			年 月 日	電話 ()
申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)				

2. 対象児童(申請時点で養育している児童)

No.	(フリガナ)	性別	生 年 月 日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
	氏 名				
1			年 月 日		
2			年 月 日		
3			年 月 日		
4			年 月 日		

3. 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか（以下「受領」という。）、または給付相当額が受給者によって2. の対象児童のために費消（以下「費消」という。）されているか、を確認します。
以下のいずれか該当する欄にチェック（☒）してください。

- ☐ (1) 給付相当額を受領しておらず、費消されたことも承知していない。
☐ (2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、または費消されている。

→ 受領した額・費消された額をわかる範囲で記入してください。

総額

円

4. 申請額・請求額

①対象児童数（上記2. の人数）	人
②控除額（上記3. (2) で記入した額） ※上記3. (1) にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額（＝①×10万円－②）	円

※ 例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる（＝2人×10万円－5万円）

（裏面も確認してください。）

（日本産業規格A列4番）

5. 添付書類

令和4年3月分の児童手当（本則給付）の認定市町村（2月28日までに申請があった場合は申請時点における児童手当支給の認定市町村）から転居した場合には、受給者であったことがわかる書類（支払通知書・認定通知書の写し等）を添付してください。

児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は、下記の書類その他必要な書類を添付してください。

①令和4年2月28日（それ以前に申請する場合は申請日時点）までに離婚したことがわかる書類（離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等）又は9月以降の事情変更に関する必要な書類

※離婚協議中の場合は、令和4年2月28日時点（それ以前に申請する場合は申請日時点）で協議中であることがわかる書類（公的機関から発行された書類又は弁護士等、第三者により作成された書類）を添付してください。

②住民票

③申請者の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書

6. 受取方法

口座をお持ちでない方、児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）				（フリガナ） 口座名義	
金融機関番号		店番号								

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄 ☐

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））支給事務実施要綱を廃止する告示

令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））支給事務実施要綱（令和3年直方市告示第243号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））支給事務実施要綱

令和3年12月10日

告示第243号

改正 令和3年12月16日告示第246号

（題名改称）

（目的）

第1条 この要綱は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（令和3年11月26日付府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））に関し、必要な事項を定める。

（令3告示246・一部改正）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金） 前条の目的を達するために、直方市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- （2） 支給対象者 別記第1に掲げる子育て世帯への臨時特別給付金が生じ支給される者をいう。
- （3） 中学生支給対象者 中学生までの対象児童に係る支給対象者をいう。
- （4） 一般支給対象者等 中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、以前及び現在の児童手当の受給記録等を基に、市が子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給の申込みを行う者をいう。
- （5） 高校生支給対象者 支給対象者のうち、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた高校生（又はそれに準ずる児童）を養育する主たる生計維持者をいう。
- （6） 新生児 令和3年10月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童（9月に生まれた児童を含む。）のことをいう。なお、母子保健法（昭和40年法律第141号）に定める出生後28日未満の児童に限らない。
- （7） 新生児支給対象者 新生児を生計維持対象児童とした児童手当受給者（児童手

当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）をいう。

(8) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

（令3告示246・一部改正）

（子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の金額は、対象児童1人につき100千円とする。

（令3告示246・一部改正）

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第4条 市は、一般支給対象者に対し、子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和3年12月15日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）を支給する。

（令3告示246・一部改正）

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 令和3年9月30日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式。又は、第2条第5号に記載のある高校生支給対象者のうち、中学生までの対象児童がおらず、児

童手当指定振込口座が把握できない者が様式第2号により指定した口座に振り込む方式

- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(令3告示246・一部改正)

(一般支給対象者等以外に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第6条 中学生支給対象者及び高校生支給対象者のうち、市が子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対して支給する本給付金に係る市の申請受付開始日は、中学生支給対象者と高校生支給対象者ごとに（同日の場合を含む。）第3項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から令和4年3月31日を目途に市長が別に定める日とする。

- 3 支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 4 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(令3告示246・一部改正)

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 新生児支給対象者は、新生児出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と合わせて様式第4号により子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の申請を行った者については、児童手当振込指定口座に本給付金を振り込むこととする。児童手当の認定請求又は額改定請求をした後、様式第4号により別途本

給付金について申請を行った場合には、既に設定されている児童手当振込指定口座に振り込むことを原則としつつ、同様式に記載された振込指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に本給付金を振り込むこととする。なお、以前及び現在の児童手当受給の記録や他の給付金受給の記録を基に子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給が可能な新生児支給対象者については、市長が、新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

2 申請及び支給に関しては前条第3項及び第4項を準用する。

（令3告示246・一部改正）

（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請を要する支給対象者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第6条第3項及び第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）を支給する。

（令3告示246・一部改正）

（子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給等に関する周知）

第10条 市長は、子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（令3告示246・一部改正）

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年12月31日までに指定口座への

振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

- 3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(令3告示246・一部改正)

(不当利得の返還)

第12条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の返還を求める。

(令3告示246・一部改正)

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(令3告示246・一部改正)

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月16日告示第246号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））支給事務実施要綱の規定は令和3年12月10日から適用する。
- 2 この告示の施行日以後においては、様式中「令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））」を「令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））」と読み替えるものとする。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

- 1 子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）（以下「子育て特別給付金」という。）は、令和3年9月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）

の受給者及び令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）については、子育て特別給付金を支給する。

2 1の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

3 1及び2の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1又は2に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 令和3年9月30日の基準日（以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第1号に規定する中学校終了前の施設入所等児童をいう。）若しくは里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等」という。）であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合	左欄に掲げる中学校終了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる中学校終了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）

③ 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合	左欄に掲げる当該者の配偶者
--	---------------

第2 対象児童

第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次のア～エに掲げる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童

イ 基準日において支給対象者に養育される高校生

ウ 基準日において里親等に委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生の施設入所等児童

エ 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）受給拒否の届出書

市区町村
受付印

直方市長殿

- 1, 私は、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和3年12月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）
支給口座登録等の届出書

令和3年9月の児童手当支給市区町村

市区町村長殿

市区町村
受付印

1. 届出者・申請者（児童手当を受給していた方（もしくはそれに準ずる方））

記入日

令和 年 月 日

（フリガナ） 氏 名	性別	生年月日	現住所（住民票所在地）
	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話（ ）※日中連絡のつく連絡先 住所（令和3年9月30日時点の住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 新規振込先指定口座（児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。）

下記の金融機関口座（原則、1. の届出者の口座とします。）への振込みを希望します。
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください。）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右並みでお書きください。）	口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1. 届出者」名義に限る。カナ（又はアルファベット） ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
※ 窓口での現金支給を希望します。☒（左のチェック欄への記入をお願いします。）
※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(様式第3号)

高校生等

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書

市区町村
受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

市区町村長殿

記入日

令和 年 月 日

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）
		年 月 日	電話（ ）
個人番号	申請者の住所（令和3年9月30日時点の住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記入不要		

※下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無	有・無	記入日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	配偶者の現住所（住民票所在地） ※申請者と同じ場合は記入不要
		年 月 日	電話（ ）
個人番号	配偶者の住所（令和3年9月30日時点の住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記入不要		

※下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	平成18年4月2日～平成29年4月1日生まれ の児童（高校生）に○を付けてください	同居・別居 の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日				
2				年 月 日				
3				年 月 日				
4				年 月 日				

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

4. 添付書類

1. 令和3年1月1日に直方市に住民票がない方は、令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書を添付してください。

2. 公務員で児童手当の対象児童がいる申請者については、令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給していることがわかる書類（支払通知書・継続認定通知書の写し）を提出してください。

3. 振込先の通帳を添付してください。

【誓約・同意事項】

(1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。

(2) 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

(3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

(4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

(5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。

(6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）を返還します。

（裏面も確認してください。）

（日本産業規格A列4番）

5. 受取方法

口座をお持ちでない方や児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)							(フリガナ) 口 座 名 義	
			1 普通									
			2 当座									
金融機関番号		店番号										

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。
○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄 ➡ ☐

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(様式第4号)

新生児

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書

市区町村
受付印

住民票所在市区町村

直方市長殿

1. 申請者

児童手当の手続きと併せての申請の場合は、右欄に○を記載してください。記入日、申請者氏名以外の記載は不要です。

記入日

令和 年 月 日

（フリガナ）

氏 名

性別

生年月日

申請者の現住所（住民票所在地）

直方市

電話（ ）

個人番号

申請者の住所（令和3年1月1日時点の住民票所在地）
※現住所と同じ場合は記入不要

※裏面の事項（1）～（6）に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無

有・無

記入日

令和 年 月 日

（フリガナ）

氏 名

性別

生年月日

配偶者の現住所（住民票所在地）
※申請者と同じ場合は記入不要

電話（ ）

個人番号

配偶者の住所（令和3年1月1日時点の住民票所在地）
※現住所と同じ場合は記入不要

※裏面の事項（1）～（6）に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

支給対象となる新生児児童（令和3年9月以降令和4年3月31日までに出生した児童）について記入してください。

No.	（フリガナ） 氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	同居・別居 の別	住所（別居の場合のみ記入）
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		

※同居・別居の別については申請時点の状況を選択してください。

4. 添付書類

①令和3年1月1日に直方市に住民票がない方は、令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書を添付してください。
②公務員で児童手当の支給対象児童がいる申請者については、令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給していることがわかる書類（支払通知書・継続認定通知の写し）を提出してください。
③振込先の通帳を添付してください。

給付金は児童手当振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座となっています。）へ振込みます。
公務員の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。又振込先金融機関口座確認書類を添付してください。
※なお、口座開設が出来ない等、児童手当振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	（フリガナ） 口 座 名 義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	店番号	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄 ☐

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年直方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項各号列記以外の部分中「都道府県知事が行う」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する」に改め、「もの」の次に「又は放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(職員)	(職員)
第10条 省略	第10条 省略
2～4 省略	2～4 省略
5 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項に規定する研修を修了したもの又は放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているもの</u> でなければならない。	5 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>都道府県知事が行う</u> _____研修を修了したものの_____ _____ _____でなければならない。
(1)～(10) 省略	(1)～(10) 省略
6 省略	6 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成27年直方市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「放課後児童支援員」を「放課後児童支援員等」に改める。

第7条第6号中「学童保育所における保育」を「学童クラブへの入所」に改める。

第8条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 直方市通級指導教室に入級していることを証する書類

第9条第4項に次のただし書を加える。

ただし、夏季休業日のみ開所する学童クラブの入所については、この限りでない。

第9条第6項ただし書中「前日」を「当日」に改める。

第10条第3項中「及び第2項」を削り、「第8号）にて」の次に「、前項の届出に対しては、学童クラブ実施解除通知書（様式第8号の2）にて」を加える。

第15条第6項中「学童保育料減免決定・却下通知書」を「学童保育保育料減免申請決定通知書」に改め、「第11号）」の次に「又は学童保育保育料減免申請却下通知書（様式第11号の2）」を加える。

別表第1中「13,000円」を「11,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(放課後児童支援員の配置) 第4条 省略 2 市が特別な支援を要する児童の受入れを行う場合は、当該児童2名に対し<u>放課後児童支援員等</u>を1名配置するものとする。 3 省略 (入所要件) 第7条 学童クラブへの入所の要件は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)～(5) 省略 (6) その他市長が、<u>学童クラブへの入所</u>が必要と認める場合 (入所の申込み) 第8条 省略 2 特別な支援を要する児童の入所を希望する保護者は、健康調査票(様式第4号)に次の各号のいずれかの書類を添付し、市長に対し申込みを行わなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) <u>直方市通級指導教室に入級していることを証する書類</u> (5) 省略 (入所の決定) 第9条 省略 2・3 省略 4 長期休業日のみの入所を希望する場合は、当該学童クラブに3	(放課後児童支援員の配置) 第4条 省略 2 市が特別な支援を要する児童の受入れを行う場合は、当該児童2名に対し<u>放課後児童支援員</u>を1名配置するものとする。 3 省略 (入所要件) 第7条 学童クラブへの入所の要件は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)～(5) 省略 (6) その他市長が、<u>学童保育所における保育</u>が必要と認める場合 (入所の申込み) 第8条 省略 2 特別な支援を要する児童の入所を希望する保護者は、健康調査票(様式第4号)に次の各号のいずれかの書類を添付し、市長に対し申込みを行わなければならない。 (1)～(3) 省略 (新設) (4) 省略 (入所の決定) 第9条 省略 2・3 省略 4 長期休業日のみの入所を希望する場合は、当該学童クラブに3

年以上の在籍期間がある児童で、当該学童クラブの定員に余裕が有り、かつ、放課後児童支援員が対応できる場合においてのみ入所を認めるものとする。ただし、夏季休業日のみ開所する学童クラブの入所については、この限りでない。

5 省略

6 入所の開始日は、前条の規定による入所の決定をした日の属する月の翌月の初日からとする。ただし、長期休業日のみの入所を希望する場合の入所の開始日は、長期休業日の当日からとする。

7 省略

(変更の届出等)

第10条 省略

2 省略

3 市長は、第1項_____の届出に対しては、学童クラブ利用者状況変更承諾書(様式第8号)にて、前項の届出に対しては、学童クラブ実施解除通知書(様式第8号の2)にて速やかに、通知するものとする。

(学童保育料の減免)

第15条 省略

2～5 省略

6 市長は、減免の可否について審査、決定した結果を、学童保育保育料減免申請決定通知書(様式第11号)又は学童保育保育料減免申請却下通知書(様式第11号の2)により、保護者に通知しなければならない。

別表第1(第13条関係)

児童1人(1月)	6,500円(学童保育料5,000円+おや
----------	-----------------------

年以上の在籍期間がある児童で、当該学童クラブの定員に余裕が有り、かつ、放課後児童支援員が対応できる場合においてのみ入所を認めるものとする。_____

5 省略

6 入所の開始日は、前条の規定による入所の決定をした日の属する月の翌月の初日からとする。ただし、長期休業日のみの入所を希望する場合の入所の開始日は、長期休業日の前日からとする。

7 省略

(変更の届出等)

第10条 省略

2 省略

3 市長は、第1項及び第2項の届出に対しては、学童クラブ利用者状況変更承諾書(様式第8号)にて_____速やかに、通知するものとする。

(学童保育料の減免)

第15条 省略

2～5 省略

6 市長は、減免の可否について審査、決定した結果を、学童保育料減免決定・却下通知書(様式第11号)_____により、保護者に通知しなければならない。

別表第1(第13条関係)

児童1人(1月)	6,500円(学童保育料5,000円+おや
----------	-----------------------

	つ代1,500円)		つ代1,500円)
兄弟姉妹で同時に入所している場合の2人目以降 児童1人(1月)	3,500円(学童保育料2,000円+おやつ代1,500円)	兄弟姉妹で同時に入所している場合の2人目以降 児童1人(1月)	3,500円(学童保育料2,000円+おやつ代1,500円)
夏季休業日のみの入所 児童1人	11,500円	夏季休業日のみの入所 児童1人	13,000円
冬期休業日のみの入所 児童1人	6,500円	冬期休業日のみの入所 児童1人	6,500円
学年末休業日及びその他の休業日のみの入所 児童1人	6,500円	学年末休業日及びその他の休業日のみの入所 児童1人	6,500円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年直方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(職員) 第30条 省略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 省略 (職員) 第32条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6分の5以上は保育士とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 省略 (職員) 第45条 省略	(職員) 第30条 省略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 省略 (職員) 第32条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6分の5以上は保育士とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 省略 (職員) 第45条 省略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 省略 (職員) 第48条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6分の5以上は保育士とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 省略	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 省略 (職員) 第48条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6分の5以上は保育士とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 省略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
(平成26年直方市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければ」を
「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって
直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと
をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しな
ければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず
る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録
媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(<u>掲示等</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。 (電磁的記録等) 第53条 省略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特	(<u>掲示</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければ</u> _____ _____ _____ _____ならない。 (電磁的記録等) 第53条 省略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特

定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 省略 (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u> をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 省略	定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 省略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 省略
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例

直方市附属機関設置条例（平成28年直方市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会	結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての審議に関すること。	8人以内
	直方市文化財等に関する有識者委員会	直方市内に所在する国・県指定文化財及び国登録文化財の保存、活用、整備等に関する重要事項についての調査及び審議に関すること。	10人以内
	直方市学校規模適正化基本指針検討委員会	市立学校の規模適正化に関する基本的な指針についての調査及び審議に関すること。	7人以内

」を「

教育委員会	結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての審議に関すること。	8人以内
	直方市文化財等に関する有識者委員会	直方市内に所在する国・県指定文化財及び国登録文化財の保存、活用、整備等に関する重要事項についての調査及び審議に関すること。	10人以内
	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会	市立学校の規模適正化に関する基本的な計画についての調査及び審議に関するこ	12人以内

	と。	
--	----	--

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新				旧			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	直方市指定管理 候補選考委員会	公の施設の指定管理者 の候補者の選定、その 他指定管理者制度の適 正な運営のための調査 及び審議に関するこ と。	7人以内	市長	直方市指定管理 候補選考委員会	公の施設の指定管理者 の候補者の選定、その 他指定管理者制度の適 正な運営のための調査 及び審議に関するこ と。	7人以内
教育委員 会	結核対策委員会	市立学校において実施 する結核対策について の審議に関すること。	8人以内	教育委員 会	結核対策委員会	市立学校において実施 する結核対策について の審議に関すること。	8人以内
	直方市文化財等 に関する有識者 委員会	直方市内に所在する 国・県指定文化財及び 国登録文化財の保存、 活用、整備等に関する 重要事項についての調 査及び審議に関するこ と。	10人以内		直方市文化財等 に関する有識者 委員会	直方市内に所在する 国・県指定文化財及び 国登録文化財の保存、 活用、整備等に関する 重要事項についての調 査及び審議に関するこ と。	10人以内
					直方市学校規模 適正化基本指針 検討委員会	市立学校の規模適正化 に関する基本的な指針 についての調査及び審 議に関すること。	7人以内
	直方市学校規模	市立学校の規模適正化	12人以内				

	<u>適正化基本計画 検討委員会</u>	<u>に関する基本的な計画 についての調査及び審 議に関すること。</u>					
農業委員 会	直方市農地利用 最適化推進委員 候補者選考委員 会	直方市農地利用最適化 推進委員の候補者の選 考に関する事項につい ての調査及び審議に関 すること。	7人以内	農業委員 会	直方市農地利用 最適化推進委員 候補者選考委員 会	直方市農地利用最適化 推進委員の候補者の選 考に関する事項につい ての調査及び審議に関 すること。	7人以内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年度 直方市教育委員会学校訪問実施要項

1 訪問の目的

教育委員会は、各学校が活力ある学校運営ができるよう、学校運営の現状や問題点、改善点等について指導助言を行い、地域住民の信託に応える教育行政を推進しなければならない。そのために、以下の目的により学校訪問を実施する。

- (1) 教育委員が学校との懇談により、学校の現状を知るとともに学校との連携を密にする。
- (2) 学校教育目標達成のための具体的取組の状況を把握する。
- (3) 教育課程の実施状況及び生徒指導や特色ある教育活動、学力向上の取り組み状況を把握し、その問題点や改善点について指導助言を行う。

2 訪問校及び訪問期日（本年度5校実施）※印の学校の公簿の点検は別日に設定する

学 校 名	日 時	午前／午後
直方東小学校	7月2日（火）	午前
直方西小学校	7月3日（水）	午前
上頓野小学校	7月5日（木）	午前
直方第一中学校	10月4日（金）	午前
直方第三中学校	11月6日（水）	午前

3 訪問者（13名～12名）※学校教育係長は、当日公簿点検を行わない学校へは訪問しない

- ・教育長 ・教育委員（4名） ・教育部長 ・学校教育課長 ・教育総務課長
- ・管理主事 ・主任指導主事 ・指導主事（2名） ・学校教育係長

4 内容

(1) 学校長あいさつ及び紹介

(2) 説明

- 校長「学校の現状と課題及び学校教育目標について」 10分程度
- 教頭「学校教育目標の具現化に向けた校務運営の具体的取組について」 10分程度
- 教務「学力向上及び体力向上の取組について」 10分程度

(3) 授業者紹介（授業の説明）

(4) 授業参観

- ・ 全学級の授業を参観する。（2グループでの参観：別紙参照）
- ・ 授業時間は、小学校45分間、中学校50分間とし、各学級の参観ができるように時間設定し、小中学校とも15学級以上（特別支援学級含む）の学校は、2時間枠で授業参観をする。（2時間枠で授業を設定する学校は、午前中の実施とする。）
- ・ 他に、特色ある教育活動を参観できるような時間を設定してもよい。

※当日公簿点検実施のある学校は、授業者紹介後に管理主事、学校教育係長は別室に移動する。（点検する公簿：指導要録、出勤簿、休暇簿）

(5) 教育委員会の職員へのあいさつ

□教育長：教育委員の紹介 学校教育課長：事務局員の紹介□
及び【学校長のあいさつ】 ※職員室にて

※教育委員会の挨拶は、代表として教育長が行う。

(6) 懇談 60分以内

- ・ 教育委員から参観の感想、意見、質問を行う。
- ・ （指導主事等から質問及び指導助言も行う。）
- ・ 学校からの要望
- ・ その他

※公簿点検の結果について報告する。

5 訪問要項の作成について

（訪問日程、職員一覧、公開授業一覧の作成については、別紙参照）

(1) 様式 小冊子（A4版）

- (2) 内容 ・ 訪問日程 ・ 職員一覧 ・ 公開授業一覧表 ・ 校長、教頭、教務の説明要項
 ・ その他（資料：特色ある教育活動など必要であれば添付）

6 備考

- ・ 訪問当日の日程が決まったら、管理主事に連絡する（サイボウズ可）。
- ・ 訪問要項9部（教育委員4部は当日）は、1週間前までに送達で管理主事に届ける。
- ・ 学校教育指導計画は、当日12部準備をする。

(別紙) 訪問要項の作成について

○ 時程例 (小学校の時程例) 小中学校とも 15 学級以上 (特別支援学級含む) は 2 時間授業参観とする。

【午前の時程例①】: 2 時間授業参観

【午前の時程例②】: 1 時間授業参観

授業参観が 2 時間の場合 (授業参観→説明)		授業参観が 1 時間の場合 (説明→授業参観)	
8:30～ 8:40	徹底反復学習参観	8:40～8:50	徹底反復学習参観
8:45～ 8:55	校長挨拶、授業者紹介	9:00～9:30	校長、教頭、教務担当説明
8:55～ 9:40	授業参観①	9:30～9:40	授業者紹介
9:45～10:30	授業参観②	9:45～10:30	授業参観 公簿閲覧
10:35～10:45	教育委員の職員への挨拶 校長の挨拶	10:35～10:45	教育委員の職員への挨拶 校長の挨拶
10:50～11:20	校長、教頭、教務担当説明	10:50～11:10	(特色ある教育活動紹介)
11:20～12:05	懇談	11:15～12:00	懇談

※小学校は徹底反復学習の参観を設定してください。

※教育委員の職員への挨拶、学校説明は、授業参観の前後どちらでもかまいません。

※午前中に行う場合、中学校は小学校の例を参考に、時程を作成してください。

○職員一覧の記載項目

職員一覧 (令和 6 年 5 月 1 日現在)

職 名	名 前	年 齢	在 校 年 数 教 職 年 数	担任、校務分掌 等

○公開授業一覧表の記載例

学年・組	授業者	教科・領域	単元名・題材名	場所
主眼				
授業の工夫点				

○授業参観のグループについて

A グループ (校長先生)	
B グループ (教頭先生)	

※ 2 グループで参観する場合、双方逆方向からの進行では重なる地点があるので、重ならない順路をお願いします。

例 A グループ: 1 年→2 年→3 年→4 年→5 年→6 年

B グループ: 4 年→5 年→6 年→1 年→2 年→3 年